東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林規則

平成 16 年 4 月 1 日 役員会議決
東大規則第 49 号
改正 平成 16 年 6 月 18 日
平成 19 年 3 月 22 日
平成 21 年 5 月 28 日
平成 23 年 4 月 21 日
令和 3 年 2 月 18 日
令和 6 年 2 月 15 日
令和 7 年 3 月 19 日
令和 8 年 3 月 19 日

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則第３条第３項に基づき、附属演習林（以下「演習林」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定める。

（目的）

第２条　演習林は、林学・林産学に関する基礎的及び応用的な試験・研究を行うとともに、学生の実習に便宜を与えることを目的とする。

（演習林長）

第３条　演習林に演習林長（以下「林長」という。）を置く。

２　林長は、大学院農学生命科学研究科（以下「研究科」という。）の専任教授のうちから、研究科教授会において選出する。

３　林長は、演習林の管理及び運営を総括する。

４　林長の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

（組織）

第４条　演習林に企画部並びに千葉演習林、北海道演習林、秩父演習林、田無演習林、生態水文学研究所、富士癒しの森研究所及び樹芸研究所（以下これらを「地方演習林」という。）並びにフォレスト GX/DX 協創センター（以下「センター」という。）を置く。

２ センターに小石川樹木園を置く。

（企画部長、地方演習林長及びセンター長）

第５条　前条の企画部に企画部長を、地方演習林にそれぞれ地方演習林長（生態水文学研究所、富士癒しの森研究所、樹芸研究所にあっては所長）（以下「地方林長」という。）を、センターにセンター長を置く。

２　企画部長、地方林長及びセンター長は、演習林の教授、准教授、講師又は、研究科の教授、准教授、講師のうちから林長の指名する者をもって充て、第６条に定める運営委

員会の議を経て、林長の推薦により農学生命科学研究科長が任命する。
３　企画部長は、林長の命を受けて、企画部の業務をつかさどる。
４　地方林長は、林長の命を受けて、当該地方演習林の業務をつかさどる。
５　センター長は、林長の命を受けて、当該センターの業務をつかさどる。
（統括技術長及び技術主任）
第５条の２　演習林に統括技術長及び技術主任を置く。
（職）
第５条の３　演習林に次に掲げる職を置くことができる。
(1)　演習林長補佐
(2)　企画部長補佐、地方林長補佐及び副センター長
(3)　アドバイザー
(4)　教育研究主任
(5)　統括技術長補佐
（運営委員会）
第６条　演習林に運営委員会を置く。
２　運営委員会は、演習林の管理及び運営に関する重要事項を審議及び決定する。
３　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。
（事務）
第７条　演習林の事務は、事務部総務課において処理する。
２　事務に関する事項については、別に定める。
（補則）
第８条　この規則に定めるもののほか演習林の管理・運営に関し必要な事項は、林長が運営委員会の議を経て別に定める。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成１６年６月１８日から施行する。
附　則
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成２１年５月２８日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成２３年６月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。